

日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の  
核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請について

令和4年9月26日 申請  
令和4年10月19日 面談

日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所

# 1. 概要

## (1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の明確化

第 I 編(共通編)第9章第37条の2として、新たに「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」を追加する。

## (2) 個人線量計の名称の変更

第 I 編(共通編)第 I -7表(外部及び内部被ばくによる線量の測定)において、個人線量計の名称を変更する。

## (3) 記載の適正化に係る変更

・使用規則との用語の整合

(「さく」⇒「柵」、「しゃへい物」⇒「遮蔽物」、「つど」⇒「都度」)

・品質マネジメントシステム文書体系における要領書名の変更

(第3章第12条(品質マネジメント計画)との記載の整合)

## (1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の明確化

第 I 編(共通編)第9章第37条の2として、新たに「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」を追加する。

### 第9章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理

#### (放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第37条の2 統括者又は放射線管理部長は、管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。

(1) 資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。

→ (次ページに続く)

## (1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の明確化

第 I 編(共通編)第9章第37条の2として、新たに「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」を追加する。

- (2) 物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたこと。
- (3) 前二号の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。

(補足)

第37条の2第1項の統括者とは、環境技術開発センター長及びプルトニウム燃料技術開発センター長を示している。

変更後の第10章における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物と同様に、放射性廃棄物でない廃棄物の管理についても、統括者の責任範囲とした。なお、放射線管理部長についても、放射性廃棄物でない廃棄物を搬出する可能性があるため、「統括者又は放射線管理部長」が行うことを規定した。

## (2) 個人線量計の名称の変更

TLD(Panasonic製)の生産終了を踏まえた個人線量計測定業務の外部委託に伴い、個人線量計の種類が増えるため、個人線量計の名称を種類(検出素子)を特定しない記載へ変更する。

また、これに合わせて個人線量計の記載順を、体幹部用線量計、水晶体用線量計、末端部用線量計の順に変更する。

### 第 I 編(共通編)第 I -7表(外部及び内部被ばくによる線量の測定)

- ① TLDバッジ ⇒ 体幹部用線量計
- ② TLD指リング ⇒ 末端部用線量計
- ③ TLD又は電子式個人線量計
  - ⇒ 下記の記載に分割
  - ・ TLD“一時立入者” ⇒ 体幹部用線量計
  - ・ TLD“放射線業務従事者” ⇒ 水晶体用線量計
  - ・ 電子式個人線量計 ⇒ (削る)

## (2) 個人線量計の名称の変更

変 更 前			変 更 後		
第 I - 7 表 外部及び内部被ばくによる線量の測定			第 I - 7 表 外部及び内部被ばくによる線量の測定		
(1) 外部被ばくによる線量			(1) 外部被ばくによる線量		
個人線量計	対 象 者	測定頻度	個人線量計	対 象 者	測定頻度
TLD バッジ	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあつては1月ごと	体幹部用線量計	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあつては1月ごと
TLD 指リング	放射線業務従事者のうち線量計測課長が必要と認める者	四半期ごと	一時立入者	一時立入者	必要の都度
TLD 又は電子式個人線量計	一時立入者及び線量計測課長が必要と認める者	必要のつど	水晶体用線量計	放射線業務従事者のうち線量計測課長が必要と認める者	四半期ごと
			末端部用線量計		
					(削る)

### (3) 記載の適正化に係る変更

使用規則との用語の整合として、以下に示す記載を変更する。

① 「さく」を「柵」に変更

第 I 編第20条(管理区域)、第 I 編第21条(一時管理区域)、  
第 I 編第22条(立入制限区域)、第 I 編第24条(周辺監視区域)

② 「しゃへい物」⇒「遮蔽物」

第 I 編第 I - 4 表(管理区域に係る線量率等の測定)

③ 「つど」⇒「都度」

第 I 編第 I - 7 表(外部及び内部被ばくによる線量の測定)

### (3) 記載の適正化に係る変更

品質マネジメントシステム文書体系において、以下に示す記載を変更する。

- ① 品質マネジメントシステム文書体系における要領書名の変更  
第 I 編第 I - 1 の 3 図 (品質マネジメントシステム文書体系)

(補足)

品質マネジメントシステム文書体系に、保安管理部「不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領書」を追加した。これまでの変更認可申請において追加していなかった文書で、今回の申請にて整合を図るものである。

当該要領書は、再処理施設に係る保安管理部の不適合管理を対象として策定し、使用施設に係る不適合管理は研究所「不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領書」にて運用していた。保安管理部における不適合管理の効率的な運用の改善として、当該要領書の令和3年3月31日改定(令和3年4月1日施行)において使用施設に係る保安管理部の不適合管理を統合し一本化している。



## 本変更に係る施行期日について

本規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。